



## 🎖️ 気になるアレコレ簡単解説 🎖️ 身近な法律のススメ

～ 民法改正により「保証」の  
実務が変わります! ～

### 1 はじめに

皆様も耳にしたことがあると思いますが、今年の4月1日より、民法(債権法の分野)が改正となります。重要な変更点はいくつかありますが、今回は、実務上問題となることも多い「保証」の問題のうち、特に重要な変更点をお話させていただきます。



千葉事務所所属 弁護士  
村岡 つばさ

### 2 個人根保証契約の上限(極度額)の定めについて

一定の範囲に属する不特定の債務を主債務とする保証契約(根保証契約といいます)のうち、個人を保証人とする場合には、**金額の上限(極度額)を定めなければ、保証契約自体が無効となる(=保証人に請求できない)**こととなりました。具体的には、従業員を雇用する際に身元保証人をつける場合や、家を貸す際に保証人をつける場合等が、適用場面になります。これまでは上限を設定する必要はありませんでしたが、今後は、上記のような保証契約を結ぶ場合には、「〇円を上限として」といった文言を必ず入れる必要があり、契約書等の見直しが必要となります。

なお、極度額が高すぎると、保証人の受け手を見つけるのが困難となるため、極度額の金額をいくらに設定するかは、中々難しい問題です。

### 3 事業資金の保証について(公正証書の必要性)

事業資金の借入を主債務とする保証契約(根保証契約に限定されません)のうち、個人を保証人とする場合には、**保証契約を締結する1か月以内に、公正証書を作成しなければ、保証契約自体が無効となる(=保証人に請求できない)**こととなりました。

ただし、①いわゆる経営者保証の場合(会社の債務を理事、取締役、執行役等が保証する場合)、②一定の株式数を有する株主が保証人となる場合、③共同経営者が保証人となる場合、④主債務者の配偶者のうち、現に事業に従事している者が保証人となる場合には、公正証書は不要とされています。

### 4 施行日について

今年の4月1日が施行日であるため、4月1日以降に締結される保証契約については、上記ルールが適用されることとなります(既に締結された契約に対して、原則として遡って適用はされません。)

(文責:村岡つばさ)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



## ファイナンシャルプランナーが説明！お得な制度、NISA とは

### NISA とは

NISA は、少額からの投資を行う方のための非課税制度です。たとえば、投資信託に投資した場合、分配金や売却時の譲渡益については課税対象になるのが原則です。しかし、NISA を利用すれば、分配金や売却時の譲渡益について非課税になります。また、iDeCo と違って、60歳になるまで引き出せないなどの制約もないので、何か大きな出費が必要になった時は解約して現金化することが可能です。



柏事務所 弁護士  
辻 悠祐

弁護士資格の他に、ファイナンシャルプランナーの資格も持つ辻がご説明いたします！



### NISA の制度について～2つの NISA～

#### 1 通常の NISA

この NISA は、2014 年 1 月にスタートした少額からの投資を行う方のための非課税制度です。日本に居住している20歳以上の方なら口座を開設のうえで利用できます(0歳～19歳の方は、ジュニア NISA という制度があります。)。非課税対象は、株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益です。1人1口座のみ開設が可能で、非課税の対象になる投資額は毎年120万円が上限で、非課税期間は最長5年間になります。つまり、最大600万円の投資分の配当金・分配金や譲渡益が非課税になるということです。通常、金融商品を運用して生じた利益のうち 20.315%が課税されます。そのため、単純計算すると、600万円を投資して、800万円まで増加したと仮定した場合、増加分200万円の20%である40万円ほどがお得になっている計算になります。

#### 2 つみたて NISA

つみたて NISA とは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です(2018年1月からスタート)。つみたて NISA の取り扱い商品は、通常の NISA 以上に限定されており、長期・積立・分散投資に適した商品のみが選別されています。そのため、投資に関する知識があまりなくても始めやすい制度になっています。利用できる方は、通常の NISA と同じく日本にお住まいの20歳以上の方ですが、つみたて NISA と通常の NISA はどちらか一方しか利用できないという制約があります。

通常の NISA と異なり、非課税の対象になる投資額は毎年40万円が上限で、非課税期間は最長20年間になります。

3 どちらの制度を利用するかは、利用する人のニーズによって変わってくると思います。短期間で大きな利益を出したいのであれば、通常の NISA の方がよいでしょうし、長期的な視点で安定した利益を求めるのであればつみたて NISA の方が向いているかとは思いますが。

(文責:辻 悠祐)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



## ◆セミナー情報◆

詳しい内容はよつば HP にも掲載中です。ぜひ併せてご覧ください！

» <https://yotsubalegal.com/> <

### 「勝つ！」事業承継セミナー 2020年01月23日

主催：一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部様 講師：大友 竜亮

千葉県の宅建協会東葛支部に所属する一般企業様を対象に、弁護士から見た事業承継の実態と、事業承継において考えること・やることについて、お話をさせていただきました。社会的にも大きな注目を集めているテーマということもあり、多くの企業様にお集まりいただきました。

### これだけは知っておくべき空家のリスク 2020年02月02日

主催：不動産会社様 講師：大友 竜亮

空き家の法的リスクについてお話をさせていただきました。相続問題、共有問題、損害賠償リスク、役所からの勧告などのリスク、固定資産税増加のリスク、売買が不可能になってしまうリスクなどについて解説しました。また、併せて、空き家・空き地に関する将来予測、空き地・空き家を持っている人がとるべき対策についてもお話しさせていただきました。（不動産コンサルティングの専門家の方も講師と一緒に担当しました。）

### 「人手不足×働き方改革関連法」の危機を乗り切るための労務リスク対応 2020年02月13日

主催：リコージャパン株式会社様 講師：前田 徹

弁護士と社労士がそれぞれの得意分野を生かし、有給休暇5日取得義務、時間外労働の上限規制について、制度の概要や、これらについて対応できなかった場合のリスク、そして、まず進めるべき対応のファーストステップについてまで、実務的な観点からお話をさせていただきました。

### 宅建研修会 2020年02月17日

主催：一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部様 講師：小林 義和

会員アンケート等でご要望が多かったテーマを中心に話しいたしました。特に相続、共有問題、所有者不明土地、信託、空家問題等について裁判例等を踏まえながら解説させていただきました。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉[info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春香館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間：午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

## 「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第32回 父親と箱ワイン～



私の両親は茨城県取手市に住んでいます。そして、父が良く飲んでいるのが「箱ワイン」の赤ワインです。箱ワインの赤ワインは意外と味がよく、また、一日に飲む量も調節できますので、お勧めです。南米大陸の国の箱ワインであれば大体おいしいような気がします。

写真に映っているのが父(当時35歳前後)です。商社勤務でサウジアラビアのジッダという町に駐在していました。横の子供が私大澤一郎です。私も2年位サウジアラビアに住んでいました。



(大澤一郎の詳細自己紹介は当事務所公式サイト自己紹介ページをご覧ください。)

▶ [https://yotsubalegal.com/lawyer/i\\_osawa/](https://yotsubalegal.com/lawyer/i_osawa/)



父は、今72歳ですが、40代のころまではビールとウィスキーをよく飲んでいましたような記憶があります。



40代のころに父はオーストラリアのシドニー駐在となり、その後はワインをよく飲むようになりました。日本に帰ってきてからは、ほぼいつも赤ワインの箱ワインが実家に常備されています。



### 箱ワインの良いところ

- 値段の割においしい
- 750ミリリットル、375ミリリットルなどのようなボトルの容量と関係なく飲めるので、その時飲みたい量だけ飲むことができる(飲みすぎ注意！)
- 瓶を捨てなくてもよいので楽。持ち運びも軽い。



社会情勢もあり、自宅でご飯を食べる機会が増えているかもしれません。自宅で気軽に飲むことができる箱ワインはお勧めです。

(文責 大澤一郎)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉[info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。